

4. 会計監査人の選任

平成30年度第1回評議員会（平成30年9月28日開催）

第2号議案 会計監査人の選任の件

今般の休眠預金等指定活用団体の指定申請にあたり、指定後の会計監査人を選任した上で、会計監査人就任予定者として申請書類に記載し、また、同時に当該会計監査人就任予定者の就任承諾書をも提出する必要があります。

つきましては、下記のとおり会計監査人候補者を選定いたしましたので、ご審議のうえ、選任可否のご決議をお願いいたします。

1. 会計監査人候補者の概要

- (1) 名称 : ひびき監査法人
- (2) 主たる事務所の所在地 ; 本部・大阪事務所 大阪市北区
- (3) 沿革 : 提案書P3の「I. 当監査法人の概要」をご参照下さい。

2. 委嘱する監査業務の種類

内閣総理大臣の指定活用団体の指定を条件に定款で設置する会計監査人による計算関係書類の監査業務（休眠預金等活用法で指定されている収支決算書の監査を含む）

（休眠預金等活用法の基本方針で会計監査人設置が要請されていることに基づくもの）

3. 会計監査人就任の承諾の有無 ; 承諾を得ております。（指定を条件としての就任承諾）

4. 監事が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

下記のとおり、選定にあたっては、執行部門である理事長及び理事会との適切な連携の下、適切な選定過程を経ており、かつ、適切な選定基準により検討の結果、候補者の適格性（法的要件）、監査実施体制に問題なく、また、当法人の事業の性質上会計監査人にも望まれる分野の知見も有している監査法人であることから、当法人の会計監査人として適当と判断し、候補者としています。

(1) 会計監査人候補者選定の過程について

① 公募の手続きについて

会計監査人候補者の選定手続きとして、地方公共団体等の公的機関や、公的機関の出捐や指導を受ける団体・法人では、いわゆる公募型プロポーザル方式での募集が実施されることから、当法人でも、その方式にのっとり公募手続を実施しました。

具体的には、「会計監査人候補者提案要領・選定基準・参加申込書提案書記載事項」を作成し、日本公認会計士協会近畿会の全会員向けウェブメールで大阪府内に事務所を有する監査法人及び公認会計士に対し一斉通知するとともに、当法人のホームページに掲載しました。

- ② 募集期間締め切りまでに提案書を提出してきた監査法人について、監事は以下(2)の適切な選定基準でもって、検討を行い、当該監査法人を候補者として適切と判断し、監事の会計監査人候補者の決定権を行使し、決定しました。
- ③ 平成30年9月11日開催の理事会において、監事は、会計監査人候補者を監事として決定したことについて、その理由、募集及び評価手続き（評価基準を含む）を説明し、理事会の同意（会計監査人選任議案の内容としての承認）を得ています。
- ④ 平成30年9月18日には、堀井評議員、出口理事長、島田監事の3名で、ひびき監査法人の提案部門責任者、監査業務担当予定責任者と面談を実施し、提案書内容等について説明を受けました。
- ⑤ これら①～④の選定の過程については、適切に実施されたと監事は判断しています。

(2) 会計監査人の選定基準について

「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に記載されている、会計監査人の選定基準項目に従い検討を行いました。（別紙資料）

(3) 会計監査人の選定基準項目ごとの適否の判断について

すべての項目について、提案書を検討し、面談で説明を受けた結果、適切と判断しました。

報酬については、1日報酬単価を検討対象とし（監査日数については不確定のため）、大手監査法人より2割程度低い1日報酬単価であることから、適正価格の範囲であると判断しました。

なお、当法人と同じく、費用について全額国庫負担金から支弁されている社会福祉法人では、「社会福祉法人の入札契約等の取扱いについて」（厚労省通知）の中で、「会計監査に関する契約については、…随意契約が可能であること。（中略）なお、価格のみで選定することは適当でないこと。」とされていることも併せて考慮すれば、一日報酬単価が適正価格の範囲であれば、やはり監査の実施体制や、当法人が必要とする分野に関する知見を持つ人材が監査担当者として対応可能かどうか等を重視して判断すべきものと考えます。

(4) 追加的に考慮した事項

ひびき監査法人は、大阪を本部とする中堅の監査法人で、30数社の上場会社の会計監査を担当し、公益法人の監査先もあるなど、監査の実績は十分であると判断します。

また、非営利分野、金融分野にも精通した公認会計士を監査責任者として配置する予定であり、そのメンバーと面談してその分野の知見が十分であることを確認しています。